

現行の広島市地域福祉計画の振り返りについて

1 現行計画の振り返り

現行の広島市地域福祉計画では、基本理念として、「高齢者、障害者、子どもをはじめ、市民の誰もが住み慣れた地域で、憩いとやすらぎのある人間らしい生活を送れる地域社会の実現」を掲げるとともに、これを受けた目標として、

- ・ すべての人が一人の人として尊重され、健康で生き生きと安心して暮らせる地域
- ・ 住民が主体となる地域、それぞれの地域の特性や資源が活かされる地域(住民主体、地域主体)
- ・ 住民一人一人の多様でかつ変化する生活課題に、的確・柔軟に対応できる地域

を掲げ、取組を進めてきた。

現行計画を振り返るに当たっては、計画の中で具体的な取組が記載されている「第6章 地域福祉に関する活動への住民参加の促進」の取組の方向性

- (1) 住民(市民活動)と行政の関係づくり
- (2) 地域の様々な活動主体の役割とネットワークづくり
- (3) 困ったときに「困った」と言える環境づくり
- (4) 困ったことに対応する活動づくり
- (5) 活動を定着させるための環境づくり
- (6) 災害時要援護者の避難支援対策の推進

に沿って、個別の取組を抽出し、その取組状況・課題の把握を行った。

2 現行計画に基づく取組の状況と課題

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
1 住民(市民活動)と行政の関係づくり(P.12) 2 地域の様々な活動主体の役割とネットワークづくり(P.16)					
市では、住民と行政が協働して福祉のまちづくりを進めるといった関係をつくります。(P.12) 地域住民の生活課題に適切に対応するためには、住民が課題を抱えた場合に、円滑・適切にそれに対応できる活動につながるような仕組み(居住の場としての地域において、生活課題と解決手段を結びつける仕組み)、ネットワークの中で課題を解決していくための仕組みが必要です。(P.16)	区役所、公民館、区社会福祉協議会で構成する「区推進チーム」を編成し、地域活動団体と連携を図りながら、各地域における行動計画(アクションプラン)の策定及び計画実践の取組を推進する。 なお、解決すべき生活課題が共通であれば、地区社会福祉協議会が策定する福祉のまちづくりプランを行動計画(アクションプラン)として位置付けている。	平成20年度末時点では、行動計画(アクションプラン)の策定や計画実践の取組開始地域は全体の約6割(83地域)にとどまっていたが、平成21年6月に現行の広島市地域福祉計画に改訂を行い、区社会福祉協議会を中心に、福祉のまちづくりプランの策定支援を行った結果、平成29年度末時点において、全地域の9割以上の地域(133地域)で取組が開始されている。	全地区策定を目標に、福祉のまちづくりプラン策定支援事業を行う市・区社会福祉協議会と連携し、引き続き、行動計画(アクションプラン)の策定及び計画実践の取組の支援を行う。	健康福祉局	地域共生社会推進室

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
3 困ったときに「困った」と言える環境づくり(P.19)					
市は、公民館、地区集会所などの身近な公共施設を、たまり場(サロン)など住民が集まる場として提供しています。(P.19)	<ul style="list-style-type: none"> 公民館 公民館では、子育て中の保護者が自由に参加できる場として子育てオープンスペースや、高齢者が生涯学習を通じて集う場として高齢者学級などを提供している。 ※ 子育てオープンスペース:乳幼児とその保護者が気軽に集い、子育てに関する情報交換を行う場 	<p>子育てオープンスペースでは、子育て世代の親同士の情報交換が行われている。</p> <p>また、高齢者学級などでは、高齢者同士の仲間づくりと生きがいが行われている。</p>	いずれの取組も成果を上げており、今後も継続して実施予定である。	市民局	生涯学習課
	<ul style="list-style-type: none"> 地区集会所 小学校区を中心に学区集会所、補完集会所の設置を行う。 	292施設を設置するとともに、その施設については地域の集会所管理運営委員会に無償貸与を行い、地域のコミュニティ活動の場として利用されている。	引き続き、住民が集まる場として提供する。	市民局	市民活動推進課
各区の地域子育て支援センターでは、公民館、集会所、児童館など地域の身近な場所で親子で集える場所を設置するための取組を行っています。(P.19)	各区地域子育て支援センターの子育て支援専門員等が地域に出向き、育児相談やサークル運営に関する助言等を実施している。このほか、地域のオープンスペースの参加者等を対象とした傷害保険に加入することにより、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりを行っている。	乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集い、相互交流できる場を地域の身近な場所に設置することで、子育て家庭の孤立化の防止や育児不安の軽減、乳幼児の健全育成を図ることができる。	引き続き取り組む。	こども未来局	こども・家庭支援課
子育てサークルの紹介や育児講座の開講など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。(P.19)	地域の子育て支援施設や子育て支援に関する情報提供(子育て応援マップの配布等)を通じて、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりを行う。	乳幼児とその保護者に対して、地域の子育てについて情報提供することで、子育て家庭の孤立化の防止や育児不安の軽減、乳幼児の健全育成を図ることができる。	引き続き取り組む。	こども未来局	こども・家庭支援課

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当		
				局	課	
市は関係団体等と連携して、相談を寄せられた窓口が適切な窓口を紹介したり、相談窓口相互が問題の解決に向けて共に考えていく体制とします。(P.20)	ア 保健・医療・福祉総合相談窓口 適切なサービスにつながるよう、総合調整、専門機関への連絡、情報提供等を実施している。		高齢者や心身に障害のある人等の要介護者及びその家族等からの相談を総合的に受け、助言や情報提供を行うとともに、適切なサービスが提供されるよう関係機関との連携、連絡調整等を行った。 ※ 平成29年度相談件数: 4,703件	総合相談窓口の利用促進を図るため、引き続き広報紙等により市民に周知していく必要がある。	健康福祉局	健康福祉・地域共生社会課
	イ 総合相談援助事業(社会福祉協議会) 各区社会福祉協議会に、社会福祉士の資格を持つ相談員を配置し、常時相談に応じることができる体制を整備している。 また、来所相談や電話相談が身体的・心理的に困難な人には、訪問相談を行うとともに、必要に応じて弁護士や司法書士といった専門資格を持つ相談員を派遣している。		区社協福祉協議会では、総合相談員に限らず、職員が随時様々な相談を受け付けている。 中でも、総合相談員が受け付ける相談は、90%以上が日常生活自立支援事業「かけはし」の利用に関するものとなっている。	区社会福祉協議会の総合相談機能は残しつつ、各区社会福祉協議会内に窓口を設置している「広島市くらしサポートセンター」と役割分担しながら、市民からの各種相談に応じていきたい。 ※ 広島市くらしサポートセンター:本市から市社会福祉協議会に委託。生活困窮者の自立相談支援事業を実施。	健康福祉局	地域福祉課
	ウ 民生委員・児童委員による相談援助 地域の高齢者、障害者、子どもの状況を把握するとともに、地域の身近な相談役として、様々な悩みや問題を抱えて困っている人に対して、関係機関と協力しながら解決に向けた支援を行っている。		平成29年度の相談・支援件数は次のとおり。 ・ 高齢者に関すること 33,008件 ・ 障害者に関すること 3,091件 ・ 子どもに関すること 12,769件	引き続き、地域の身近な相談役として、様々な悩みや問題を抱えて困っている人に対して、関係機関と協力しながら解決に向けた支援を行う。	健康福祉局	地域福祉課
	エ-(ア) 地域包括支援センターにおける相談(高齢者対象) 専門の職員(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなど)が連携して、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健や福祉に関する相談・支援を行っている。		高齢者からのさまざまな相談を、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にサポートするとともに、必要に応じて地域介護予防拠点等、地域包括支援センターの各事業につないでいる。 高齢者以外からの相談を受けることもあるが、適切なつなぎができる機関の存在や、連携のあり方が課題である。	高齢者人口の増加等に応じた職員体制の充実やICTを活用した業務の効率化、職員研修等による職員の知識・技術の向上により、総合相談支援の体制を強化するとともに、相談支援に必要な各関係機関とのネットワークの強化を図る。	健康福祉局	地域包括ケア推進課

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
	<p>エ-(イ) 障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業による相談</p> <p>市内16か所に設置※1した障害者相談支援事業所及び障害者基幹相談支援センターにおいて、地域団体・関係機関等と連携して、障害児者の生活や福祉に関する様々な相談に対応している。</p> <p>※1 障害者相談支援事業所、障害者基幹相談支援センターをそれぞれ各区1か所設置。</p> <p>在宅の障害児者の地域での生活を支援するため、本市から委託を受けた社会福祉法人※2が、障害児者施設の機能を活用して、家庭訪問、電話、外来による療育相談などに対応している。</p> <p>※2 市内に5施設。(こども未来局所管:3施設、健康福祉局所管:2施設)</p>	<p>障害者基幹相談支援センターが開催する障害者自立支援協議会地域部会において、各区における障害児者の暮らしを支える上での地域課題の抽出等を実施している。</p> <p>※ H29年度相談・対応件数:43,498件</p> <p>障害受容ができないなどの理由により、療育手帳等の取得ができず、障害福祉サービス又は障害児通所支援サービスの利用ができない在宅の障害児者について、支援を行った。</p>	<p>障害者自立支援協議会地域部会において抽出した地域課題を踏まえ、各区において障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくり(障害に対する理解の促進、障害児者が使い易くなるような地域資源の改良・開発、関係機関との連携強化等)を促進する。</p> <p>障害児と診断されるまで時間を要するケースや、親の障害受容が困難なケースに対してのフォローアップに努める。</p>	健康福祉局	障害自立支援課
	<p>エ-(ウ) 身体障害者相談員、知的障害者相談員による相談</p> <p>身体又は知的障害者の更生援護の相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、障害者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、障害のある者に関する援護思想の普及等を行っている。</p>	<p>平成29年度は身体障害者相談員44名、知的障害者相談員15名により対応を行った。</p>	<p>引き続き身体・知的障害者からの相談に応じるとともに、必要な指導・援助を実施する。</p>	健康福祉局	障害福祉課
	<p>エ-(エ) 地域子育て支援センターによる相談</p> <p>子育て支援専門員(保育士)や保健師が育児についての相談指導を行うとともに、子育てに関する情報提供等を通じて、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりを行う。</p>	<p>乳幼児とその保護者に対して地域の子育てについての情報提供を行うとともに、子育てについての相談が受けられる場を設けることで、子育て家庭の孤立化の防止や育児不安の軽減、乳幼児の健全育成を図ることができる。</p>	<p>引き続き取り組む。</p>	こども未来局	こども・家庭支援課

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
	<p>エ-(オ) 家庭相談員、母子自立支援員、手話相談員など対象者別の相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭相談員 家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、子どもの問題で困ったり、悩んだりしている人に対し相談に応じ、必要な助言指導を行っている。 母子父子自立支援員 ひとり親家庭・寡婦に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育などの諸問題の解決を助け、その自立に必要な指導を行っている。 手話相談員 各区保健福祉課(東区は福祉課)に手話相談員を各1名(中区は2名)配置し、聴覚障害者の更生援助の相談に応じるとともに、必要な指導を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに関する問題の早期発見・対応ができた。 児童相談所や保健センター等の関係機関と連携して子どもとその家庭を支援することができた。 ひとり親家庭・寡婦の経済上の問題や児童の修学等の問題の相談に応じ、その自立に必要な助言指導を行った。 <p>平成21年度から、障害福祉課において、インターネットテレビ電話を活用した手話による相談支援を実施している。</p> <p>平成28年度からは、障害福祉課及び各区役所窓口にタブレット端末を設置し、手話による問い合わせに対応している。</p> <p>※ 平成29年度年間相談件数: 14,203件</p>	<p>引き続き取り組む。</p> <p>引き続き取り組む。</p> <p>引き続き聴覚障害者からの相談に応じるとともに、必要な指導・援助を実施する。</p>	<p>こども未来局</p> <p>健康福祉局</p>	<p>こども・家庭支援課</p> <p>障害福祉課</p>

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
市は、地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」を開設して、町内会・自治会などによる地域のホームページの開設・運営を支援しています。(P.21)	住民間のコミュニケーションを促進し、地域活動の活性化を図るとともに、利用者の情報リテラシー向上を図るため、町内会・自治会などの地域団体がホームページを作成するためのシステム「こむねっとひろしま」を提供している。	平成30年6月末時点で69団体がホームページを開設している。 ホームページ掲載記事の更新が滞っている団体がある。	区役所窓口又はホームページ、広報紙等によって、未開設団体・地域への本サイトの周知を図るとともに、開設団体に対し、活用例等を情報提供することにより、ホームページの更新・充実を促進する。	市民局	市民活動推進課
市は、地域活動団体のネットワーク組織がないか、あっても十分機能していない地区については、成功事例を紹介したり、活動団体からの相談に応じることにより、団体相互の交流が促進されるよう支援を行います。(P.21)	各種の地域団体が相互に交流・連携を深めることにより、地域連帯意識に支えられたコミュニティ活動を推進することを目的として各区に組織された「コミュニティ交流協議会」に対して事業助成することにより、地域コミュニティづくりの一層の推進を図る。	役員会等のほか、視察研修や講演の受講、各種大会の開催により、コミュニティ交流協議会に所属する地区社会福祉協議会、青少年健全育成連絡協議会、子ども会連合会等の団体相互の交流が促進された。	引き続き、コミュニティ交流協議会に対して事業助成を行い、各種地域団体の相互の交流を促進していく。	企画総務局	コミュニティ再生課
地域包括支援センターでは、介護サービス提供事業所、医療機関、民生委員、地区社会福祉協議会等の地域関係団体、ボランティアグループ、区保健センター等の行政機関等と連携し、地域のネットワークづくりを進めています。(P.22)	地域団体等を交えた地域ケア会議や在宅医療・介護連携における多職種連携情報交換会の開催等により、地域のネットワーク構築を図る。	地域ケア会議等を通じ、地域介護予防拠点や高齢者地域支え合いのネットワーク組織が立ち上がっている。今後は生活支援を含む支え合いの地域づくりへの発展が課題である。 在宅医療・介護連携における多職種連携情報交換会等により顔の見える関係が構築できてきている。今後は日常の業務レベルでの実質的な連携の強化が課題である。	2025年を見据えて地域包括ケアシステムづくりを推進するため、地域ケア会議や在宅医療・介護連携における多職種連携情報交換会の開催等により、多様な機関との地域のネットワークの構築、深化を図る。	健康福祉局	地域包括ケア推進課

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
<p>バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するため、市では、本市施設の計画的な整備・改善に取り組むとともに、民間建築物や公共交通機関等の計画的な整備・改善を誘導します。(P.22)</p>	<p>平成7年に「広島市公共施設福祉環境整備要綱」を制定し、この要綱の施行以降に建築された本市の施設については、要綱に定める基準により整備を行っている。また、既存の施設についても、順次、この要綱の基準に沿って改修を行っている。</p>	<p>既存施設のうち、福祉環境整備が完了した施設の割合は、平成29年度で81.1%であり、平成28年度から2.3ポイント増加した。</p>	<p>今後も「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づき整備を進める。</p>	健康福祉局	地域共生社会推進室
	<p>建築確認申請時の「広島県福祉のまちづくり条例」に基づく事前協議や「バリアフリー法」に基づく認定等の実施による整備誘導を行っている。</p>	<p>福祉環境整備の必要性などに関する意識を向上させるとともに、条例やバリアフリー法による整備基準に適合するよう指導し、環境の整備・改善を図った。 今後、条例に基づく整備基準(努力義務)への適合率をより高める必要がある。</p>	<p>引き続き事前協議による整備誘導を行う。 また、県により定期的開催される福祉のまちづくりに関する会議に参加し、適合率の向上などについて意見交換を行う。</p>	都市整備局	建築指導課
	<ul style="list-style-type: none"> 交通施設バリアフリー化設備整備費補助 国と協調して、利用者等一定の要件を満たす交通施設のバリアフリー化設備整備に要する費用の一部を補助している。 低床路面電車車両購入費補助 国と協調して事業者による低床路面電車の購入費の一部を補助している。 低床低公害バス車両購入費補助 温暖化及び大気汚染の防止並びに高齢者等の移動円滑化のため、国及び連携市町と協調して、ノンステップ仕様の低公害バスの購入費の一部を補助している。 	<p>これまで市域内において、バリアフリー化設備整備対象である5駅(新井口駅、安芸矢口駅、下深川駅、西広島駅、戸坂駅)を除き、バリアフリー化設備整備が完了している。 今後は、残る5駅について、JR西日本と調整を図りながら、計画的にバリアフリー化に取り組む。</p> <p>これまで27編成の導入について、購入費の一部を補助した。</p> <p>これまで55台のノンステップ仕様の低公害バスの導入について、購入費の一部を補助した。</p>	<p>平成30年度の取組は以下のとおり。 ・ JR下深川駅のバリアフリー化設備整備に係る工事の費用の一部を補助する。 ・ JR安芸矢口駅のバリアフリー化設備整備については、JR西日本が国に整備費の補助を要望しており、その動向を踏まえて適切に対応する。 ・ JR新井口駅の上り線エレベーターの設置については、関係者との協議調整を引き続き進める。 なお、西広島駅については、平成29年度に着手した交通結節点整備事業の中でバリアフリー化を図ることにしており、戸坂駅については、平成32年度までに、JR西日本が独自で軽微なスロープ改良に取り組む。</p> <p>国等と協調して、市内線及び宮島線への導入について、購入費の一部を補助する。</p> <p>国及び連携市町と協調して、ノンステップ仕様の低公害バスの導入について、購入費の一部を補助する。</p>	道路交通局	都市交通部

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
<p>障害者の情報入手や意思伝達手段を確保するため、ICT等を活用した障害者向けの情報提供サービスの充実や、障害者のコミュニケーション支援の環境整備に取り組みます。(P.22)</p>	<p>ホームページを活用し、障害者同士、あるいは障害者と健常者が一緒にイベントを楽しみ、会議等を円滑に行うことができるように各種情報提供を行うなど、情報コミュニケーション支援の充実を図る。</p>	<p>平成30年3月現在、広島市障害者支援情報提供サイトの登録ユーザー数は48件であり、平成29年度におけるホームページの1日平均アクセス数は92件である。</p>	<p>引き続き、障害者、登録団体が利用しやすい環境整備や、サービスの充実を図る。</p>	健康福祉局	障害福祉課
<p>市では福祉のまちづくりについての意識啓発を推進するとともに、分野や主体を問わず総合的に福祉のまちづくりを推進する仕組みづくりを検討します。(p.22)</p>	<p>福祉のまちづくりに関する意識を醸成するため、年3回、本市職員を対象として研修を行っている。 また、平成22年度から、障害者、高齢者、妊産婦などが施設を利用する際に必要となるバリアフリー設備に関する情報を、公共施設のみならず民間施設も含めて提供するバリアフリーマップをインターネットで公開している。</p>	<p>平成29年度には、約60人の職員が研修に参加した。 また、バリアフリーマップには、平成30年7月現在349施設の情報を登録している。</p>	<p>今後も定期的に研修を行うとともに、バリアフリーマップの登録情報の充実を図る。</p>	健康福祉局	地域共生社会推進室

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
市では、認知症高齢者をはじめ、判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、本人に代わって契約などを行う成年後見制度や福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)「かけはし」の普及に努め、これらの利用促進を行います。(P.23)	<p>身寄りのない高齢者又は障害者が、判断能力が十分ではないため財産管理できない場合などに、成年後見人等申立てを市長が裁判所に行っている。また、資力が十分でなく、成年後見等への報酬の支払が困難な人には、報酬相当額を助成している。</p> <p>さらに、一般市民の中から成年後見業務を担う人材を育成している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉課分 平成29年度の実績は、市長申立ては69件、報酬助成は65件で、ともに過去5年間に於いて年々増加しており、今後、業務の負担の増大や予算の確保が課題である。 また、新たな市民後見人候補者の育成及び養成した市民後見人候補者の継続的なフォローアップも必要である。 ・ 障害自立支援課分 平成29年度の実績は、市長申立ては2件、報酬助成は7件である。 ・ 精神保健福祉課分 平成29年度の実績は、市長申立ては5件、報酬助成は9件である。 	<p>現在実施している事業を継続するとともに、国の成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成29年3月に策定された成年後見制度利用促進計画の中で、市町村の役割として掲げられている権利擁護支援の必要な人に対する地域の支援体制の整備及びその整備を段階的・計画的に進めるための市町村計画の策定等について、検討する必要がある。</p>	健康福祉局	<p>高齢福祉課</p> <p>障害自立支援課</p> <p>精神保健福祉課</p>
	<p>市社会福祉協議会、各区社会福祉協議会において、日常生活自立支援事業「かけはし」を実施し、判断能力不十分な人の生活が滞りなく続いて行くように、主として日常生活に関する金銭管理の面からサポートを行っている。また、「かけはし」の利用者のうち、判断能力の一層の低下のほか一定の要件を満たす人については、成年後見事業「こうけん」につなぎ、市社会福祉協議会が法人として成年後見人を受任することによりその人の身上保護と財産管理を行っている。</p>	<p>平成30年7月20日現在、「かけはし」の実利用者は409名、「こうけん」の受任者は13名である。</p> <p>高齢化の一層の進行や、知的・精神の障害者の在宅化等の要因から、今後もこれら事業の利用者は増え続けると思われる。</p> <p>一方、親族間の関係性の希薄化により親族の協力が得にくくなっていることや8050問題への対応、スマートフォン等のインターネット環境の整備による消費形態の変化、安易に借金ができる環境など、激変する社会の影響を強く受ける中、常に新たな問題に直面し、対応困難なケースが増加し続けている。</p>	<p>「かけはし」、「こうけん」ともに大切な権利擁護の事業であり、今後も継続して実施する。</p> <p>地域における権利擁護体制を「地域連携ネットワーク」として構築していく必要があることから、「かけはし」、「こうけん」も地域との連携を進めていく。</p> <p>権利擁護の担い手として新たな注目を集める「市民後見人」についても、安心して利用・活動してもらえるよう支援する。</p>	健康福祉局	地域福祉課

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
4 困ったことに対応する活動づくり(P.24)					
公民館では、子育てを支援するための家庭教育講座、障害者との交流を促進する手話講座、高齢者問題を取り上げた高齢者学級、地域ボランティアによるICT講習会等を開催します。(P.24)	子育てオープンスペースや絵本の読み聞かせなどの子育て支援事業、高齢者学級や介護予防講座などの少子・高齢社会に対応した事業及びICT講習会などの高度情報化社会に対応した事業等を実施している。	子育て支援事業、少子・高齢社会に対応した事業、高度情報化社会に対応した事業は全公民館で実施しており、地域づくりに寄与している。	子育て支援、少子・高齢社会に対応した事業、高度情報化社会に対応した事業等については継続して実施予定である。	市民局	生涯学習課
社会福祉協議会では、ボランティアの基本を学習するボランティア入門講座や、手話や点訳を体験しながら学ぶ各種ボランティアの養成講座を実施します。また、市民が福祉にかかわる学習会の開催を希望する場合、企画の段階から相談に応じます。(P.24)	各区社会福祉協議会において、各種ボランティアの入門講座や養成講座を実施している。	市民が地域の生活課題に対応する地域活動を始めるきっかけにつながった。	引き続き、各種ボランティアの入門講座、養成講座を行う。	健康福祉局	地域福祉課
区役所(区政振興課、厚生部各課)、区社会福祉協議会、公民館で構成する「区推進チーム」は、住民相互の対話の場づくり、住民と行政との対話・協議の場づくりの働きかけを行うとともに、対話の場に入って一緒に考えたり、必要な情報の提供を行います。(P.25)	行動計画(アクションプラン)の策定及び計画実践の取組を推進するため、住民と行政の協働による事前研修、ワークショップ形式の会議、地域リーダーの人材育成研修等を開催している。	平成20年度末時点では、行動計画(アクションプラン)の策定や計画実践の取組開始地域は全体の約6割(83地域)にとどまっていたが、平成21年6月に現行の広島市地域福祉計画に改訂を行い、区社会福祉協議会を中心に、福祉のまちづくりプランの策定支援を行った結果、平成29年度末時点において、全地域の9割以上の地域(133地域)で取組が開始されている。	全地区策定を目標に、福祉のまちづくりプラン策定支援事業を行う市・区社会福祉協議会と連携し、引き続き、行動計画(アクションプラン)の策定及び計画実践の取組の支援を行う。	健康福祉局	地域共生社会推進室
広島市まちづくり市民交流プラザ等では、地域の生活課題に対応できる人材を紹介したり、発掘・養成したりするための取組を行います。(p.25)	(ア) まちづくりボランティア人材バンク(広島市まちづくり市民交流プラザ) 仕事や趣味を通じて得た技術、特技、資格などを有する者を登録し、市民活動団体等の要請に応じて、登録者の紹介、斡旋を行っている。	市民活動団体等の要請に応じた人材バンク登録者の紹介、斡旋を行った。 ※ 平成29年度紹介成立件数:364件	引き続き、技術、特技、資格などを有する者の紹介、斡旋を行う。	市民局	市民活動推進課
	(イ) 市・区社会福祉協議会ボランティアセンター 広島市ボランティア情報センターでは、ボランティア養成講座(基礎編・応用編)を開催している。また、各区社協では、介護予防・日常生活支援総合事業における担い手養成講座を開催している。	平成29年度は、ボランティアコーディネーター養成講座に23名参加し、また、介護予防・日常生活支援総合事業における担い手養成講座には、731名の参加があった。	平成30年度も、各区社協において、介護予防・日常生活支援総合事業における担い手養成講座を実施予定である。		健康福祉局

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
	<p>(ウ) ファシリテーター養成講座の開催(広島市まちづくり市民交流プラザ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動きっかけづくり講座 市民活動を始めるきっかけづくりとして市民活動について理解を深める学習機会を提供し、市民活動への理解と参加を促進する。 市民活動人材育成講座 市民活動を推進するリーダーや実践者として必要な知識や最新の技術を専門的に学習する機会を提供し、積極的に市民活動の推進に向けて行動する人材(リーダー)を育成する。 <p>※ まちづくり市民交流プラザ平成29年度指定管理事業</p>	<p>市民活動についての知識や広島市での実践例、活動上の注意点、取り組み方などについて講義等を実施した。 4回 参加者数:延69人</p> <p>市民活動を進めていくリーダーや実践者として必要な知識・技術についての実践的な内容の各種講座を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション力向上セミナー 5回 参加者数:延75人 表情改善トレーニング 5回 参加者数:延72人 コミュニケーションコーチング 5回 参加者数:延66人 ファシリテーション入門 5回 参加者数:延72人 	<p>引き続き、市民活動における人材育成に関する講座を実施し、地域の生活課題に対応できる人材を養成する。</p>	市民局	市民活動推進課
	<p>(エ) ボランティアコーディネーター養成講座の開催(広島市まちづくり市民交流プラザ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティアきっかけづくり講座 ボランティアを始めたい市民を対象に、ボランティア活動についての学習機会を提供し、ボランティアの理解と参加を促進する。 <p>※ まちづくり市民交流プラザ平成29年度指定管理事業</p>	<p>ボランティア活動の意義や活動上の心構え、取り組み方などについての講義と実際の活動を体験してみる機会を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代リーダー研修 3回 参加者数:延137人 ボランティアデビュー講座 1回 参加者数:60人 	<p>引き続き、ボランティア活動における人材育成に関する講座を実施し、地域の生活課題に対応できる人材を養成する。</p>	市民局	市民活動推進課

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
5 活動を定着させるための環境づくり(P.27)					
<p>学校教育の場等における体験学習を通じ、市民が実際に活動に参加して見るにより、継続的な活動の担い手になる場合があります。このため、公民館や社会福祉協議会は、様々な体験学習の取組の充実を図ります。(P.27)</p>	<p>・ 公民館 地域住民の生涯学習を推進し、その学習成果をまちづくり活動に生かすとともに、まちづくり活動等を支援するため、花作りボランティア講座など体験学習の機会の提供に取り組んでいる。</p>	<p>緑化ボランティアなど、まちづくりの担い手の育成につながっている。</p>	<p>ボランティア活動支援については、地域の実情に応じて今後も継続して実施予定である。</p>	市民局	生涯学習課
	<p>・ 社会福祉協議会 市社会福祉協議会では「やさしさ発見プログラム」を活用した福祉教育を実施している。 また、福祉教育を進める福祉活動体験学習サポーターの養成や福祉活動体験プログラムの開発を行っている。 ※ やさしさ発見プログラム：福祉教育を推進するため、学校や地域、団体、企業等の場において実施する、学習過程を踏んだ福祉活動体験プログラム。</p>	<p>平成29年度は164団体(学校・企業・団体等)、18,118名に「やさしさ発見プログラム」を実施した。 小学校の利用が大半を占める中、団体や企業などプログラム実施団体のニーズに応じたプログラムの作成やプログラムの導入方法に課題がある。</p>	<p>引き続き福祉教育を実施する。また企業の活動と連携した福祉活動体験プログラムを実施していく。 プログラム実施団体のニーズに応じたプログラムの開発を行っていく。 ※ 新たに子育てをテーマとしたプログラムを開発し、プログラム利用団体の拡大を図っている。</p>	健康福祉局	地域福祉課
<p>公民館や社会福祉協議会は、幅広い市民の活動への参画を得るため、高齢者、障害者、活動したいが時間に余裕がない勤労者や若い人など、年齢・性別や職業の有無を問わず、誰もが参加しやすい環境づくりを進めます。(P.27)</p>	<p>・ 公民館 青少年の健全育成の支援として、夏休みなど、長期休暇に子ども達が参加しやすい事業を実施している。 また、土日を閉館するとともに、全ての開館日を22時までとしており、幅広い層の受入れを可能としている。</p>	<p>長期休暇(特に夏休み)の講座には多くの小学生が参加しており、公民館を利用するきっかけとなっている。 土日や夜間に講座を実施しても、人が集まりにくい上に、労務上の負担が大きいため、開催が困難となっている。</p>	<p>長期休暇の事業については定着しており、今後も継続して実施予定である。 土日や夜間の講座については必要に応じ、可能な範囲で実施する。</p>	市民局	生涯学習課
	<p>・ 社会福祉協議会 ボランティア養成講座を夜間や土日に開催するなどの配慮を行っている。 ボランティア登録者へは単発のボランティア活動を案内し、ボランティア活動のきっかけとしている。</p>	<p>土日等に開催する講座を設けることにより、誰もが参加しやすい環境づくりにつながった。</p>	<p>これまでどおり継続する。</p>	健康福祉局	地域福祉課

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当		
				局	課	
市では、町内会・自治会への加入促進を図るとともに、地域活動の担い手となる人材の育成・確保を促進するため、区役所、公民館等が、コミュニティリーダーの知識・技能の向上や若い層を中心としたサブリーダーの養成、リーダー同士の交流を深めることなどに努めます。(P.27)	地域活動の担い手となる人材の育成・確保を促進するため、各区役所で人材講座や座談会を開催している。 また、平成27年度に「三世同居・近居支援事業」を創設し、子育てや介護などの支え合いを促進するとともに、地域コミュニティの次世代の担い手の確保を図るため、小学生以下の子がいる世帯が、市内に居住する親世帯の近くに住み替える(同居を含む)場合に、引越し費用等の一部を助成している。	各区における人材講座や座談会等の開催により、コミュニティリーダーの知識・技能の向上が図られた。 また、「三世同居・近居支援事業」では、3か年で本事業の助成を活用した計321世帯が積極的に地域活動に参加する意思を示し、住み替え後に町内会・自治会に加入しており、地域コミュニティの担い手確保に一定の効果があった。	引き続き、講座の開催等により、地域活動の担い手となる人材の育成・確保を進める。	企画総務局	コミュニティ再生課	
	町内会・自治会の加入率の低下により、会の運営や活動に支障を来さないよう、区役所転入者窓口での加入促進チラシの配布、不動産関連団体を通じた加入への働きかけ、小学生へのパンフレットの配付等を行っている。 また、各区役所が中心となり、町内会長等を対象とした情報交換会・研修会の開催や区版加入促進チラシの配布等を行っている。	町内会長等を対象とした情報交換会を通じて、会の活動内容や運営上の課題について情報を共有した。 加入促進の取組を継続して行っているが、加入率は年々低下している。		現行の加入促進に係る取組を継続するとともに、先進的な町内会・自治会の取組事例や、運営や活動のノウハウを持った人材の情報提供等を行う。	市民局	市民活動推進課
	公民館では、地域の各種団体の長などで組織する公民館運営委員会を開催し、地域のニーズを把握するとともに、公民館の事業方針などを理解してもらい、情報交換を行っている。	公民館を地域活動の拠点とすることで、地域づくりを担う人材の発掘につながっている。		これからも地域活動の拠点としての機能を高めていく。	市民局	生涯学習課
	平成20年度から次世代の地域活動を担う人材の育成を図るため、安佐北区旧町4地区(白木・高陽・可部・安佐)から推薦された次世代のリーダーを対象に、まちづくり活動を学ぶための講演会及びワークショップの開催を行っている。 平成23年度からは講演会等の受講に加え、まちづくり活動の体験実践の機会として「あさきた元気フェスタ」の企画・運営に、各学区から推薦された地域起こし推進員が取り組み、住民主体のまちづくりを担うリーダーの掘り起こし・育成を図るとともに、地域で支え合う機運の醸成及び地域の活性化を図っている。	次世代の担い手として選出されたリーダーの中から、地域の代表だけでなく、区のコミュニティ交流協議会の代表が選出されるなど、人材育成・確保につながっている。 課題として、毎年選出されるリーダーは定年退職後の世代が多く、勤労者や子育て世代などの参加が少ないため、世代間の交流ができていない。		今後も引き続き取組を実施し、地域活動の担い手となる人材の育成・確保を図る。 また、リーダー研修への若い世代の参画に取り組み、地域・世代間の交流を促進し、安佐北区全域の活性化を図っていく。	安佐北区	地域起こし推進課

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
市では、地域活動に意欲がある高齢者や障害者が積極的に参加できる仕組みづくりとして、退職後に充実したセカンドライフを送れるよう、団塊の世代や定年退職前後の人を対象に、ボランティアやNPO活動の体験の機会を提供するなど、セカンドライフ応援プロジェクトを推進します。(P.28)	<p>ボランティア活動や市民活動の体験等については、平成21年度から平成23年度までは、「ボランティア活動体験を通じたセカンドライフ設計支援事業」により実施した。平成24年度からは、まちづくり市民交流プラザにおいて実施する講座等で実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動きっかけづくり講座 市民活動を始めるきっかけづくりとして市民活動について理解を深める学習機会を提供し、市民活動への理解と参加を促進する。 ・ ボランティアきっかけづくり講座 ボランティアを始めたい市民を対象に、ボランティア活動についての学習機会を提供し、ボランティアへの理解と参加を促進する。 <p>※ まちづくり市民交流プラザ平成29年度指定管理事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動きっかけづくり講座 市民活動についての知識や広島市での実践例、活動上の注意点、取り組み方などについて講義等を実施した。 4回 参加者数:延69人 ・ ボランティアきっかけづくり講座 ボランティア活動の意義や活動上の心構え、取り組み方などについての講義と実際の活動を体験してみる機会を提供した。 ・ 次世代リーダー研修 3回 参加者数:延137人 ・ ボランティアデビュー講座 1回 参加者数:60人 	引き続き、ボランティア活動や市民活動の体験に関する講座を実施する。	市民局	市民活動推進課
	健康寿命の延伸に貢献し、地域活動・ボランティア活動への参加を推進するため、シニア大学(定員400名)、シニア大学院を開校している。	平成29年度は、シニア大学の19の講座に延べ6,183名、シニア大学院の19の講座に延べ2,292名が参加した。また、各区域でのボランティア活動を推進するため、シニア大学グループの支部づくりを進め、安芸区では一部有志を中心に研修会が開催された。	引き続き実施する。また、シニア大学グループの支部が全区に展開するよう支援する。	健康福祉局	地域福祉課
世代を超えて、各種の市民活動やボランティア活動の情報を幅広く提供し、活動できるように支援します。(p.28)	「ひろしま情報a-ネット」で、まちづくり・ボランティアなど市民活動を支援するため、団体・サークル、イベント、教室・講座・研修などに関する情報の提供を行っている。	「ひろしま情報a-ネット」の平成30年4月1日時点公開記事件数は8,164件である。	引き続き、市民活動やボランティア活動に関する情報を「ひろしま情報a-ネット」で発信していく。	市民局	市民活動推進課
	<p>市社会福祉協議会では、情報紙「ボランティア情報あれこれ」の発行により、ボランティア活動情報及び社会貢献活動実践例の情報提供を行っている。</p> <p>各区社会福祉協議会では、ボランティア活動に関する広報紙を定期的に発行している。</p> <p>同様の内容をホームページにも掲載している。</p>	情報紙「ボランティア情報あれこれ」を企業、ボランティアグループ、学校等に927部配布した。	引き続き、情報紙及び広報紙を発行する。	健康福祉局	地域福祉課

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
市職員も地域に帰れば、地域住民の一人として、地域活動に積極的に関わっていく姿勢を持つことが求められており、市職員が地域活動に参加しやすい環境づくりに努めています。(P.28)	職員がボランティア活動に参加することを通して、広く地域等へ貢献し、併せて、職員の資質の向上を図ることを目的として、地域におけるボランティア活動等に参加する職員について、職務専念義務を免除している(年間6日を超えない範囲内)。	職員の地域活動への参加の促進及び意識の向上が見込まれる。	庁内LANで事例紹介を行い、職免制度の周知を図るなど、職員の地域活動への参加を一層促進する。	企画総務局	人事課
地域活動団体が、活動の質を高めていくためには、活動する人の能力向上が必要です。市では、行政との情報交換会や、活動する人を対象とした学習会・研修会を開催します。(P.28)	ア-(ア) プランナー養成講座の開催(広島市まちづくり市民交流プラザ)		引き続き、市民活動における人材育成に関する講座を実施し、活動する人の能力向上を図る。	市民局	市民活動推進課
	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動人材育成講座 市民活動を推進するリーダーや実践者として必要な知識や最新の技術を専門的に学習する機会を提供し、積極的に市民活動の推進に向けて行動する人材(リーダー)を育成する。 ※ まちづくり市民交流プラザ平成29年度指定管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動を進めていくリーダーや実践者として必要な知識・技術についての実践的な内容の各種講座を実施した。 コミュニケーション力向上セミナー 5回 参加者数:延75人 表情改善トレーニング 5回 参加者数:延72人 コミュニケーションコーチング 5回 参加者数:延66人 ファシリテーション入門 5回 参加者数:延72人 			
	ア-(イ) 市民活動団体マネジメント講座(広島市まちづくり市民交流プラザ)		引き続き、市民活動における人材育成に関する講座を実施し、活動する人の能力向上を図る。	市民局	市民活動推進課
	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体運営支援講座 市民活動を継続していく上で必要な組織運営や資金運用等についての学習機会を提供し、市民活動団体を育成する。 ※ まちづくり市民交流プラザ平成29年度指定管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達や組織運営などを中心とする団体運営のノウハウに関する知識や実践例、取り組み方などについての講義等を実施した。 市民活動広報力アップセミナーSN編 2回 参加者数:延43人 市民活動広報力アップセミナーチラシ編 2回 参加者数:延39人 続けるための資金調達講座 2回 参加者数:延22人 			

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
	イ 市政出前講座の実施 市民の地域課題への関心と理解を深めるため、市民団体等からの要請に基づき、市職員が講師として地域に向き、専門知識を生かした講義や実習などを行っている。	市政出前講座開催後に行う受講者アンケートの結果を見ると、「講座の内容を理解できた」、「講座を受けて有意義であった」、「今後出前講座を利用したい」という回答が大半を占めている。 また、講座の開催実績をみると、平成22年度(開講テーマ:13分野、151テーマ)は167件(143団体、延5,227人)であったものが、平成29年度(開講テーマ:13分野、155テーマ)は196件(171団体、延8,649人)と増加していることから、一定程度、市民等のニーズに対応した講座を開催できていると考える。	引き続き、当該取組を続けるとともに、講座開催後に行う受講者アンケートの結果等を踏まえ、毎年度、テーマの見直しを行い、内容の充実を図ることで、更なる受講者数の増加を目指す。	企画総務局	広報課
	ウ 地域子育て支援センターにおける支援 地域の子育て支援関係者等を対象とした情報交換会等を通じて、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりを行っている。	情報交換会等の実施により、子育て家庭の孤立化の防止や育児不安の軽減、乳幼児の健全育成を図ることができる。	引き続き取り組む。	こども未来局	こども・家庭支援課
	エ 公民館での活動支援 地域住民の生涯学習を推進し、その学習成果をまちづくり活動に生かすとともに、まちづくり活動等を支援するため、読み聞かせ講座、子育て支援ボランティア講座、緑化ボランティア講座など、活動する人を対象とした学習機会の提供に取り組んでいる。	子育て支援ボランティアや緑化ボランティアなど、まちづくりの担い手の資質向上につながっている。	地域の実情に応じて、今後も実施予定である。	市民局	生涯学習課
	オ 区社協ボランティアセンターにおける取組 ボランティアグループ等の活動者の輪を広げるため、ボランティアセンター利用者連絡会として交流会や学習会を開催している。	平成29年度は交流会に17団体49名、学習会に18団体35名が参加した。	引き続き開催する。	健康福祉局	地域福祉課

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
市は、各地域における住民主体の活動を支援するため「市民とのパートナーシップ講座」や「協働に関する職員の意識啓発の職場研修」を実施し、区推進チームをはじめ市職員の能力向上を図ります。(P.29)	実例やワークショップの演習などを交えた「市民とのパートナーシップ講座」を毎年実施し、まちづくりを担当する職員の能力向上を図っている。	まちづくりを担当する職員に、ファシリテーションの技術を習得させるとともに、市民を主体とする視点を持つことや、協働実施に対するモチベーションを上げることにつながった。	職員の能力向上のため、引き続き同講座を実施する。	企画総務局	研修センター
市は「ひろしま情報a-ネット」、市社会福祉協議会はホームページについて、更なる充実を図り、ICTを積極的に活用できるような環境づくりを進めます。(P.29)	「ひろしま情報a-ネット」で、まちづくり・ボランティアなど市民活動を支援するため、団体・サークル、イベント、教室・講座・研修などに関する情報の提供を行っている。[再掲]	「ひろしま情報a-ネット」の平成30年4月1日時点公開記事件数は8,164件となっている。	引き続き、市民活動やボランティア活動に関する情報を「ひろしま情報a-ネット」で発信していく。	市民局	市民活動推進課
	市社会福祉協議会ホームページでは、福祉・ボランティアに関する「募集」、「講座・研修」、「イベント」、「財団助成」等の新着情報の提供を行っている。また、図書や資料、ボランティアグループの情報等、新たな情報更新プログラムにより日々データベース化し、市民への検索サービスの活用促進を図っている。	ホームページのリニューアルを行った。また、市社会福祉協議会各課で新着情報の提供や更新に努めた。	引き続き実施する。	健康福祉局	地域福祉課
市は、町内会・自治会などの地域活動団体が自らICTを活用し、地域活動に関する情報を簡単に発信することができるよう、地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」を提供し、地域のホームページ開設を支援しており、今後も各地域でホームページの開設が進むよう働きかけていきます。(P.30)	住民間のコミュニケーションを促進し、地域活動の活性化を図るとともに、利用者の情報リテラシー向上を図るため、町内会・自治会などの地域団体がホームページを作成するためのシステム「こむねっとひろしま」を提供している。[再掲]	平成30年6月末時点で69団体がホームページを開設している。 ホームページ掲載記事の更新が滞っている団体がある。	区役所窓口又はホームページ、広報紙等によって、未開設団体・地域への本サイトの周知を図るとともに、開設団体に対し、活用例等を情報提供することにより、ホームページの更新・充実を促進する。	市民局	市民活動推進課

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
市は、地域の公共施設を市民活動にとって使い勝手が良い場所としていくため、引き続き柔軟な運営、管理上の規制緩和を行います。(P.30)	ア 公民館 公民館は常に市民活動にとって使い勝手が良い施設となるよう、柔軟な対応に心がけている。また、必要性、公平性、公共性を十分配慮した上で規制緩和の判断を行っている。	地域の拠点施設として、地域団体等の会議等が多数開催されている。	今後も地域の活動拠点となるよう、ソフト、ハードともに充実させていく。	市民局	生涯学習課
	イ 福祉センター、老人福祉センター、老人いこいの家 ・ 福祉センター 利用者に対するアンケートの実施や意見箱の設置等により利用者ニーズを把握し、これに応じた事業を展開するよう努めている。	平成29年度のアンケートによる利用者の満足度調査では、不満と回答した人が1.0%に対し、満足と回答した人が85.2%であった。(各福祉センター平均)	引き続き、利用者のニーズを柔軟に取り入れ、必要に応じ、運営及び管理上の規制緩和を行う。	健康福祉局	地域福祉課
	・ 老人福祉センター、老人いこいの家 老人福祉センター及び老人いこいの家では、施設運営に支障のない範囲で町内会や子ども会などの各種団体にも使用を認めており、地域コミュニティ振興のための施設として利用されている。また、町内会等の公共的団体が公共事業又は公益事業のために使用する場合には、使用料を減免している。	老人福祉センター及び老人いこいの家の利用を広く認めることにより、各種団体の活動の活性化につながっている。	地域コミュニティの振興に資するよう、引き続き利用促進に努める。	健康福祉局	高齢福祉課
	ウ 地区集会所 管理人室、事務室又は倉庫等について、集会所管理運営委員会と協議・調整の上、管理運営上支障のない範囲で地域団体の常設の事務所として使用している。	地域活動を行う事務所として貢献している。	引き続き、地域活動を行う事務所として提供していく。	市民局	市民活動推進課

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
	<p>エ 児童館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体等に児童館開館時間外の一時使用を許可している。 ・ 承認された地域運営委員会は児童館運営に参画し、児童館を拠点としたイベント等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可された団体等が児童館開館時間外の一時使用をした。 ・ 承認された地域運営委員会は児童館運営に参画し、児童館を拠点としたイベント等を実施した。 	<p>これまでの取組を継続する。</p>	教育委員会	放課後対策課
	<p>オ 地域福祉センター</p> <p>利用者に対するアンケートの実施や意見箱の設置等により利用者ニーズを把握し、これに応じた事業を展開するよう努めている。</p>	<p>平成29年度のアンケートによる利用者の満足度調査では、不満と回答した人が1.9%に対し、満足と回答した人が73.9%であった。(各地域福祉センター平均)</p>	<p>引き続き、利用者のニーズを柔軟に取り入れ、必要に応じ、運営及び管理上の規制緩和を行う。</p>	健康福祉局	地域福祉課
	<p>カ 学校(小学校・中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の目的外使用許可を実施している。 ・ 広島市立の小・中・高等学校の体育施設や広島市立の小学校プールについて、教育委員会から使用許可を受け、学校教育に支障のない範囲で、地域住民のスポーツ活動の場や児童の遊泳場として開放している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育活動に支障のない範囲の活動において、市民が学校施設を使用することができた。 ・ 各学校に組織された広島市立学校体育施設開放事業運営委員会に委託し、小学校139校・中学校60校・高校1校で学校開放を行った。 事業の円滑な実施と安全確保を図るため、学校職員、PTA役員等で構成する学校プール開放推進委員会を各開放プールに設置し、夏季休業日に139校でプール開放を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの取組を継続する。 ・ 引き続き、安全にプールを利用できる方策を検討するとともに、プール監視員確保に向けた支援を行う必要がある。 	教育委員会 市民局	施設課 スポーツ振興課

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
	<p>キ その他(空き家、商店街の空き店舗など地域内施設の活用の研究)</p> <p>平成27年度に以下の2事業を創設し、空き家の活用に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家等を活用した住民間の交流拠点づくり(“まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助事業の取組メニューの一つ) <p>地域住民の活動や交流のための場所を確保することを目的に、空き家や空き店舗を活用し活動・交流の拠点を作る場合に、リフォーム費用等を補助している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度 <p>町内会・自治会又は地区社会福祉協議会が空き家等を活動・交流の場として活用している場合に、活動・交流拠点として認定し、次の支援を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言 ② 認定を受けた空き家の家屋・土地の翌年度の固定資産税及び都市計画税を減免(全額) 	<p>空き家等を活用した住民間の交流拠点づくりについては、3か年で5か所において当補助金を活用し、住民間の交流拠点が整備された。平成30年度は第1次募集で1件の申請があり、補助を行った。</p> <p>空き家を活用した活動・交流拠点認定制度については、2か所において空き家が活動・交流拠点として活用されている。平成30年度は新規で2件程度活動・交流拠点認定制度が申請される見込みである。</p> <p>両事業ともに空き家を活用し、住民間の活動・交流拠点として活用されており、地域コミュニティの活性化に一定の効果があった。</p>	<p>引き続き継続し、空き家等の有効活用及び地域コミュニティの活性化を図る。</p>	企画総務局	コミュニティ再生課
	<p>広島市商店街情報の登録及び地域課題解決ネットワークによる活用</p>	<p>市が空き店舗情報を収集していることや提供した情報が地域課題解決ネットワークにより活用されることの周知が不十分である。これは、空き店舗情報は不動産業者から得られると認識されており、取組が浸透しにくいことや、空き店舗は所有者の問題として商店街組織が介入していないことが多いためと考えられる。</p>	<p>商店街組織に対し、空き店舗問題に対する意識を高めるよう啓発し、引き続き取組を進める。</p>	経済観光局	商業振興課

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
市は、地域活動団体の活動を資金面で支援します。(P.31)	ア NPO活動資金融資制度 ・ NPO活動支援融資制度 特定非営利活動法人の活動の安定及び発展に資することを目的として、資金調達が困難な法人に対し、団体運営や活動に必要な資金を低利で融資する。	平成16年度以降、13法人に対し6,848万円の運転資金及び設備資金を融資した。 平成27年10月の中小企業信用保険法の改正に伴い、NPO法人も本市の中小企業融資制度の利用が可能となったことから、平成28年度以降の新規融資は、中小企業融資制度により行っている。	NPO法人が利用可能な融資制度として本市の中小企業融資制度の周知を図る。	市民局	市民活動推進課
	イ 公益信託広島市まちづくり活動支援基金 ウ 公募による補助制度 活動の立ち上げ時の資金面での支援として活動を始めて間もない団体、まちづくり活動をより積極的に展開しようとしている団体に対し、事業の実施などへの助成を行っている。	平成29年度は12団体へ総額3,443千円助成を行った。	引き続き基金を運用し、まちづくり活動を支援していく。	市民局	市民活動推進課
	エ 助成制度に関する情報提供 市のホームページや「ひろしま情報a-ネット」を活用し、様々な機関や団体が行っている助成制度についての情報を提供している。	助成の応募時期に合わせてホームページで最新情報を提供した。	市のホームページの他、「ひろしま情報a-ネット」等を積極的に活用していく。	市民局	市民活動推進課

計画に記載された取組の方向性	取組の概要	取組の成果・課題	今後の方向	担当	
				局	課
6 災害時要援護者の避難支援対策の推進					
市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障害者等が、安全かつ確実に避難できるよう、地域において情報伝達、避難誘導等の避難支援を受けられる体制を整備し、災害時要援護者が安心して暮らすことができる地域社会の形成を目的として、「災害時要援護者避難支援事業」を進めています。(P.33)	<p>災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者(高齢者や障害者等)の名簿を整備するとともに、避難行動要支援者のうち、名簿情報の外部提供に同意が得られた者のみを掲載した同意者リストの作成を行っている。</p> <p>同意者リストは、地域で避難支援に携わる避難支援等関係者(自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等)に提供し、地域の実情に応じた避難支援に係る取組を支援している。</p> <p>土砂災害などの危険区域に居住する避難行動要支援者宅等に防災行政無線屋内受信機を設置している。</p>	<p>東日本大震災の教訓を踏まえ改正された災害対策基本法及び国の取組指針の主旨を反映させるため、平成28年度、以下のとおり制度の見直しを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿の登録対象者について、真に支援が必要な者が支援対象から漏れることがないように、本人要件の拡充と世帯要件の廃止を実施した。(H29.4.1現在、対象者が約6倍の約29,000人に増加) 対象者の増加を踏まえ、名簿情報の外部提供に係る同意確認調査を、民生委員による個別訪問から郵送による方法に変更した。(平成28年度調査結果を踏まえ、地域に提供した同意者リスト掲載者数約12,000人) 対象者の増加を踏まえ、より広く地域団体等から支援の協力が得られるよう、地域で避難支援に携わる避難支援等関係者(名簿情報を提供する団体)に、消防団、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センターの3団体を追加した。 <p>平成29年度までに、土砂災害などの危険区域に居住する避難行動要支援者世帯のうち、防災行政無線屋内受信機の設置を希望する2,014世帯に、無償で貸与・設置を行った。</p>	<p>毎年度、避難行動要支援者名簿に登録された者などを対象に、災害に備えた避難支援に関する意向調査を実施する。</p> <p>同意者リストを地域で避難支援に携わる避難支援等関係者(自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等)に提供し、地域の実情に応じた避難支援に係る取組を引き続き支援する。</p> <p>土砂災害などの危険区域に居住する避難行動要支援者世帯のうち、防災行政無線屋内受信機の設置を希望する世帯に、無償で貸与・設置等の支援を実施する。</p>	危機管理室 健康福祉局	危機管理課 災害対策課 健康福祉・地域共生社会課
市は、引き続き災害時要援護者の避難支援を推進するための、災害時を想定した実践的な訓練等を通じて迅速な防災体制の確保に努めます。(P.33)	災害時における地域の防災行動力の向上を図るため、障害者等の視点を踏まえながら、各種訓練を実施している。	各学区で行われる防災訓練のメニューに、避難行動要支援者に関するものが取り入れられる事例があるなど、避難行動要支援者への支援を踏まえた迅速な防災体制の確保につながっている。	引き続き、各学区等で行われる防災訓練のメニューに、避難行動要支援者に関するものを取り入れるよう、自主防災組織等へ働きかけを行う。	危機管理室	危機管理課 災害予防課

3 現行計画に基づく取組の評価

- ・ 上記2のとおり、現行計画に基づく取組については、おおむね現行計画の基本理念・目標に沿って実施されているといえる。
- ・ 一方で、取組を進める中で、包括的な相談・支援体制の構築や関係機関の連携強化、権利擁護支援や日常生活支援ニーズの高まりへの対応、町内会・自治会を始めとした地域コミュニティの活性化などの課題についても明らかとなった。
- ・ 今後、これらの課題への対応も含めて、更なる地域福祉の推進に向けて取組を継続していく必要がある。